

4 令和6年分の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 （該当者には住所地の税務署から用紙が送付されています）

職員が住宅の取得等（新築・購入・増築等）をして、令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合において、一定の借入金があるときは、借入金の残高に応じて税額控除を受けることができます。

ただし、本年中に住宅の取得等をして居住したときは、確定申告をしなければなりませんので、年末調整では控除を受けることができません。

○提出書類

令和6年中に住宅を居住の用に供したとき	提出書類はありません（確定申告が必要です）	
令和5年以前に住宅を居住の用に供したとき	住宅借入金等特別控除申告書	税務署から送付されています
	借入金の年末残高証明書	借入れ等を行った金融機関から送付されています

※住宅ローンの借り換え（同一金融機関を除く）をされた方は、「令和6年住宅借入金等特別控除の対象となる借入金の年末残高計算書」を毎年提出してください。

○記入上の注意

「住宅借入金等特別控除申告書記載例（「令和6年分 年末調整のしかた」抜粋）」を参考にしてください。

なお、連帯債務となっている住宅借入金等があるときには、必ず、ほかの債務者から、住所・氏名・勤務先と次のような文言を備考欄に記入してもらってください。

（例） 私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、△△△円を負担することとしています。
松江市〇〇町〇〇番地 松江 花子
勤務先；松江市□□町□□番地 △△株式会社

このとき、小数点以下はいずれかの債務者に切り上げて付与し、双方の負担額を自然数としてください。

連帯債務者の負担合計額は必ず借入金等残高と一致させてください。

申告書は税務署から送付された本書により記入、提出してください。

（記入後のコピーによる提出不可）